

令和2年5月25日

保護者の皆様へ

川崎市こども未来局
子育て推進部保育対策課長

新型コロナウイルス感染症対策としての保育所等入所に際しての育児休業等の取扱いについて（第2報）

日頃より、本市の保育行政への御理解・御協力をいただきありがとうございます。
新型コロナウイルス感染症対策として、令和2年度4月～6月入所者については、育児休業からの復職期限等について次のとおりとしますのでお知らせします。

1 育児休業の延長

(1) 復職期限

6月末まで ⇒ 7月末日まで

(2) 保育料

保育料は実際の利用開始日から日割計算します。

(3) 手続き

ア 「育児休業証明書」を、提出期限までに区役所等へ提出してください。

イ 提出期限：復職した月の末日まで

2 育児休業のさらなる延長が可能な保護者の方

雇用先との育児休業の調整が可能な保護者の方につきましては、7月末日までの復職期限をさらに延長することができます（期限の協議を含め手続きについては別途お知らせします）。なお、8月以降、復職するまでの登園しない期間については保育料を徴収しないこととします。

3 特別な事情があり、復職が制限される方（特例）

保護者本人の意思によらない雇用先の出社制限や派遣先の状況変化等により復職が制限される場合

(1) 復職期限

復職までに必要と本市が認める日までとします。

(2) 保育料

復職までに必要と本市が認める期間について、保育料は実際の利用開始日から日割計算します。

(3) 手続き

ア 「育児休業証明書（特例用）」又は復職等の制限が確認できる書類を、提出期限までに区役所等へ提出してください。

イ 提出期限：復職した月の末日まで

※このお知らせは、発出日時点の状況に対応してのものでありますので、今後の状況変化等により取扱いが変わる場合があります。

（保育料・利用調整担当）

電話 044-200-3727